

原議保存期間30年
(平成53年12月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
本庁各局部課長
各付属機関の長

警察庁丙規発第3号
警察庁丙交企発第10号
平成23年2月4日
警察庁交通局長

「交通規制基準」の改正について

交通規制を実施する場合の標準については、「交通規制基準」(平成11年10月25日付け警察庁丙規発第28号、丙都交発第21号別添)により示しているところであるが、このたび、同基準の全面的な見直しを行い、別添1のとおり改正することとした。

都道府県警察においては、原則として本通達による改正後の「交通規制基準」に準拠して交通規制を実施することとし、道路標識等のより一層適正な設置及び管理に努められたい。

なお、別添2に掲げる通達は廃止する。

本 件 担 当			
交通規制課	石川警視	全 般	800-5185
	新井警部	全 般	800-5186
	沢田警部	一般規制に関すること	800-5182
	草野技官	速度規制(高速自動車国道等を除く。)及び自転車の通行方法に関すること	800-5183
	大浴警部	駐車に関すること	800-5193
交通企画課	原田警部	高速自動車国道等の規制に関すること	800-5094

別添2

日付	文書番号	件名
H11. 10. 25	警察庁丙規発第28号、 丙都交発第21号	交通規制基準の制定について
H21. 10. 29	警察庁丙規発第23号	「交通規制基準」の一部改正について
H22. 8. 19	警察庁丙交企発第102号、 丙規発第15号	「交通規制基準」の一部改正について
H22. 12. 17	警察庁丙規発第22号	「交通規制基準」の一部改正について




別添 1

交通規制基準

目 次

第1章 総則	第20 牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間	98
第1 目的	第21 路線バス等優先通行帯	99
第2 適用	第22 専用通行帯（普通自転車専用通行帯を除く。）	101
第3 定義	第23 普通自転車専用通行帯	103
第2章 交通規制総則	第24 進行方向別通行区分	105
第1 交通規制の概要	第25 進路変更禁止	107
第2 道路管理者等との関係	第26 進行方向	108
第3 国家公安委員会指示事項	第27 導流帯	109
第4 警察庁に対する事前協議等	第28 立入り禁止部分	111
第5 規制業務推進上の留意事項	第29 停止禁止部分	112
第6 効果測定の実施と交通規制の見直し	第30 安全地帯及び安全地帯又は路上障害物に接近	114
第3章 道路標識等設置・管理基準総則	第31 路面電車停留場	116
第1 道路標識等設置・管理の基本原則	第32 軌道敷内通行可	117
第2 道路標識及び道路標示の設置区分	第33 最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）	118
第3 道路標識等の設置基準	第34 最高速度（区域）	122
第4 道路標識等の管理基準	第35 最高速度（自動車専用道路及び高速自動車国道）	124
第4章 交通規制の実施基準及び道路標識等の設置基準	第36 最低速度	127
第1-1 通行止め	第37 転回禁止	128
第1-2 車両通行止め	第38 車両横断禁止	131
第1-3 二輪の自動車以外の自動車通行止め	第39 右左折の方法	132
第1-4 大型自動車等通行止め	第40 原動機付自転車の右折方法（二段階）	135
第1-5 特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め	第41 原動機付自転車の右折方法（小回り）	137
第1-6 二輪の自動車・原動機付自転車通行止め	第42 優先道路	138
第1-7 軽車両通行止め	第43 前方優先道路	139
第1-8 各種通行止め	第44 徐行	140
第1-9 路線バス等以外の車両通行止め（路線バス等専用道路）	第45 一時停止	141
第1-10 歩行者通行止め	第46 停止線	143
第1-11 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	第47 駐車禁止	145
第1-12 自転車用道路	第48 駐停車禁止	148
第1-13 自転車及び歩行者用道路	第49 時間制限駐車区間	149
第1-14 歩行者用道路	第50 駐車余地	151
第2 一方通行	第51 駐車方法の指定	152
第3 指定方向外進行禁止	第52 駐車可	153
第4 重量制限及び高さ制限	第53 停車可	155
第5 路側帯、駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯	第54 高齢運転者等標章自動車駐車可	156
第6 横断歩道	第55 高齢運転者等標章自動車停車可	157
第7 横断歩道又は自転車横断帯あり	第56 高齢運転者等専用時間制限駐車区間	158
第8 斜め横断可	第57 警笛鳴らせ及び警笛区間	159
第9 歩行者横断禁止	第58 普通自転車歩道通行可、普通自転車の歩道通行部分	161
第10 中央線	第59 並進可	163
第11 中央線の変移	第60 自転車横断帯	164
第12 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	第61 普通自転車の交差点進入禁止	166
第13 追越し禁止	第62 優先本線車道	167
第14 右側通行	第63 規制予告	168
第15 車両通行帯	参考 区域を定めて行う規制	171
第16 車両通行区分	参考 左折可	173
第17 特定の種類の車両の通行区分の指定（一般道路）		
第18 特定の種類の車両の通行区分の指定（高速自動車国道等）		
第19 牽引自動車の高速自動車国道通行区分の指定		

第33 最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）

規 制 実 施 基 準	規制目的	区間を指定して行う最高速度の規制は、車両の最高速度を指定し、均一な交通流を確保することにより、交通の安全と円滑を図り、併せて道路交通に起因する障害を防止する。																																																										
	根拠等	法第22条 標識 最高速度 323 特定の種類の車両の最高速度 323の2及び503-A 標示 最高速度 105																																																										
	規制速度の決定方法	<p>1 一般道路（生活道路及び自動車の通行機能を重視した構造の道路を除く。）は、下記の基準速度一覧表により、基準速度を設定する。</p> <p style="text-align: center;">基準速度一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>車線数</th> <th>中央分離</th> <th>歩行者交通量</th> <th>基準速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="6">市街地</td> <td colspan="2" rowspan="2">2車線</td> <td>多い</td> <td>40km/h</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>少ない</td> <td>50km/h</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td rowspan="2">4車線以上</td> <td rowspan="2">あり</td> <td>多い</td> <td>50km/h</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>少ない</td> <td>60km/h</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="2">なし</td> <td rowspan="2">なし</td> <td>多い</td> <td>50km/h</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>少ない</td> <td>50km/h</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td rowspan="6">非市街地</td> <td colspan="2" rowspan="2">2車線</td> <td>多い</td> <td>50km/h</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>少ない</td> <td>60km/h</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td rowspan="2">4車線以上</td> <td rowspan="2">あり</td> <td>多い</td> <td>60km/h</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>少ない</td> <td>60km/h</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td rowspan="2">なし</td> <td rowspan="2">なし</td> <td>多い</td> <td>50km/h</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>少ない</td> <td>60km/h</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地：DID（人口集中地区）、非市街地：DID以外 ・車線数：上下線の合計。3車線の場合は、2車線の基準速度に準じて設定する。 ・中央分離：物理的施設（緑石、柵等）により判別し、チャッターバーやポストコーンによるものは「分離なし」とする。 ・歩行者交通量：規制速度決定時点で最新の道路交通センサスのデータを使用する。 なお、道路交通センサスのデータがない道路においては、実測によるものとし、新設道路においては道路交通環境が類似した道路の歩行者交通量を参考とすること。 ・歩行者交通量多い：市街地701人/12h以上 非市街地：101人/12h以上 ・歩行者交通量少ない：市街地700人/12h以下 非市街地：100人/12h以下 <p>2 基準速度一覧表で設定した基準速度を最大限尊重しつつ、下記の補正要因の例示を参考にし、現場状況に応じた補正を行い、原則として基準速度から±10キロメートル毎時の範囲で規制速度を決定する。 なお、この場合において、現行規制速度が実勢速度（85パーセントイル速度*1）と乖離（おおむね20キロメートル毎時以上）している道路においては、適切な規制速度となるように検討すること。</p> <p>3 生活道路*2における速度規制については、歩行者・車両の通行実態や交通事故の発生状況を勘案しつつ、住民、地方公共団体、道路管理者などの意見を十分に踏まえて、速度を抑えるべき道路を選定し、このような道路の最高速度は、30キロメートル毎時を原則とする。 なお、その場合には、関係機関との連携による物理的デバイスの設置を併せて検討した上で、実施すること。</p> <p>4 自動車の通行機能を重視した構造の道路*3で、かつ安全が確保された道路における最高速度は、70キロメートル毎時以上を原則とする。</p> <p>85パーセントイル速度*1：ある区間を走行する車両の速度を低い順番から並べた場合に、全体の85%が含まれる速度の値</p>				区分	地域	車線数	中央分離	歩行者交通量	基準速度	1	市街地	2車線		多い	40km/h	2	少ない	50km/h	3	4車線以上	あり	多い	50km/h	4	少ない	60km/h	5	なし	なし	多い	50km/h	6	少ない	50km/h	7	非市街地	2車線		多い	50km/h	8	少ない	60km/h	9	4車線以上	あり	多い	60km/h	10	少ない	60km/h	11	なし	なし	多い	50km/h	12	少ない
区分	地域	車線数	中央分離	歩行者交通量	基準速度																																																							
1	市街地	2車線		多い	40km/h																																																							
2				少ない	50km/h																																																							
3		4車線以上	あり	多い	50km/h																																																							
4				少ない	60km/h																																																							
5		なし	なし	多い	50km/h																																																							
6				少ない	50km/h																																																							
7	非市街地	2車線		多い	50km/h																																																							
8				少ない	60km/h																																																							
9		4車線以上	あり	多い	60km/h																																																							
10				少ない	60km/h																																																							
11		なし	なし	多い	50km/h																																																							
12				少ない	60km/h																																																							

生活道路*²：一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路
 自動車の通行機能を重視した構造の道路*³：一般道路のうち、道路構造の水準が高く、走行上の危険因子が少ない自動車の走行性を重視した道路

補正要因の例示

補正時の観点	基準速度を下方補正するケース	基準速度を上方補正するケース
安全性の確保	交通事故が多い 重大事故の発生割合が高い	交通事故が少ない 重大事故の発生割合が低い
生活環境の保全	人家、商店が多い 通学路である 大気汚染、騒音に配慮する必要がある	人家、商店が少ない 通学路でない
道路構造	歩道が設置されていない 視距が確保されていない 道路線形が悪い 路肩が確保されていない	歩道が設置されている 視距が確保されている 道路線形が良好である 路肩が確保されている
沿道状況	沿道出入口が多い 交差点間隔が短い	沿道出入口が少ない 交差点間隔が長い
交通特性	大型車混入率が高い 歩行者・自転車が多い 実勢速度が低い	大型車混入率が低い 歩行者・自転車が少ない 実勢速度が高い

※ 本表の要因が唯一の判断材料ではなく、これ以外の要因による補正も可。
 ※ 本表に示す全ての要因に該当していなければ、補正してはならないものではない。

規制速度の決定方法

規制実施

対象 車両等

基準

留意事項

- 1 規制速度値は10キロメートル毎時単位とし、原則として30キロメートル毎時未満の最高速度は指定しないこと。一般道路においては、原則として70キロメートル毎時以上の最高速度は指定しないこと（自動車の通行機能を重視した構造の道路は除く）。
- 2 原則として60キロメートル毎時の最高速度の指定は行わないものとする。ただし、次のいずれかに該当する一般道路は、高速自動車国道と誤認されるおそれがあるので、必要がある場合は、最高速度60キロメートル毎時の道路標識を設置することができる。
 - (1) 高速自動車国道等と接続している一般道路
 - (2) 供用されている区間内の一部に最高速度60キロメートル毎時を超える規制が行われている一般道路
- 3 対象時間は原則として終日とする。ただし、道路交通状況により必要な場合は、昼夜別や日曜、休日及び平日等に区分して実施することができる。
- 4 規制期間は原則として通年とする。ただし、冬期における恒常的な路面の圧雪・凍結のある道路又は観光シーズンにおける交通量の増大等により特に必要がある道路については、期間を定めて規制することができる。
- 5 時間又は期間を指定して行う最高速度の引上げ、引下げの規制は、原則として可変標識により運用すること。
- 6 同一路線における頻繁な規制速度の変化は、交通流に影響を及ぼすことから、規制区間長に留意すること。
- 7 都道府県境付近における規制速度については、その斉一化のため、都道府県警察相互間で調整を行うこと。
- 8 生活道路が集積して存在する場合は、区域を指定しての規制を検討すること。
- 9 自動車の通行機能を重視した構造の道路であっても、原則として80キロメートル毎時を超える最高速度は指定しないこと。
- 10 自動車の通行機能を重視した構造の道路は、原則として次のいずれにも該当する道路とする。
 - (1) 設計速度が60キロメートル毎時以上であること。
 - (2) 立体交差化されていること。
 - (3) 上下線が分離されていること。

- 11 70キロメートル毎時以上の最高速度を指定する場合は、交通事故発生状況を考慮するとともに、原則として歩行者、軽車両及び原付の通行止め規制を実施すること。
- 12 昼夜別速度規制については、下記の昼夜別速度規制実施基準により実施すること。

昼夜別速度規制実施基準

目的	夜間（日没時から日の出時までの間）及び昼間（夜間以外の時間）を区分して行う最高速度規制（以下「昼夜別速度規制」という。）の実施に関して必要な一般的事項を定めることを目的とする。
対象道路	1 山間部のカーブ等において夜間の交通事故が多発し、又は多発するおそれがあり、夜間の速度を引き下げる必要がある道路 2 騒音、振動等道路の交通に起因する障害があり、夜間における静穏な生活環境を保全する必要がある道路 3 道路照明がない等の理由で道路構造上危険な場所及びその前後の区間で、夜間の速度を引き下げる必要がある道路 4 速度規制の見直し等によって、昼間に限って速度を引き上げる必要のある道路
運用の基	1 昼夜別速度規制は、原則として昼間に対して夜間の速度を引き下げるものとし、その速度差は10キロメートル毎時を基準とする。 2 昼夜別速度規制は、あらかじめ内部に記憶している日出、日没の時刻により、自動的に標識の表示を2通りに可変する機能を有する道路標識を設置して行うものとする。
実施上の留意事項	1 各都道府県の日出及び日没の具体的時刻は、都道府県庁所在地における時刻（ただし、北海道は、釧路及び北見方面では根室の時刻、札幌、函館及び旭川方面では札幌の時刻）とする。 2 昼夜別速度規制区間の前後における速度規制は、原則として昼夜別速度規制区間の昼間の速度規制と同一とすること。 3 昼夜別速度規制は、速度規制区間における可変標識の一体的運用が必要であるので、定期的な点検整備と日常における点検を徹底し、適正な保守管理に努めること。

規制
実
施
基
準

留意事項

設
道
置
路
基
標
準
識

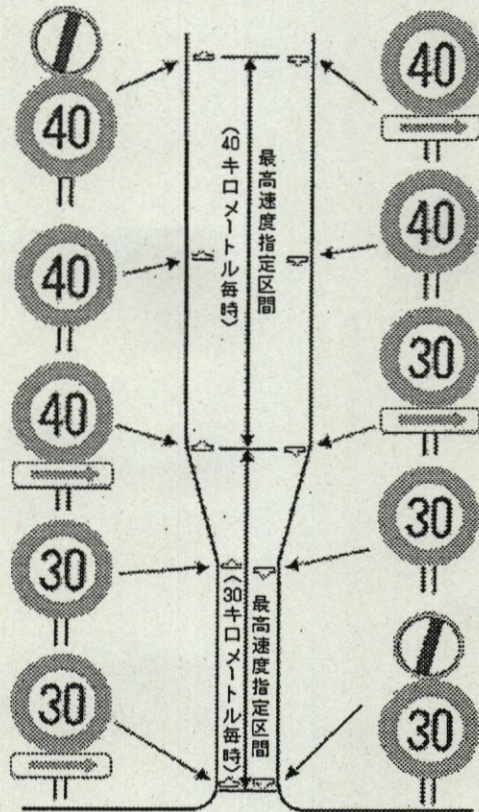
設置
場所

- 1 道路標識323 最高速度
最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
- 2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度
車両の種類を特定して最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端

設置
方法

- 1 道路標識323 最高速度
- (1) 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側路端に道路標識「最高速度(323)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとし、当該道路が幹線道路等で交通量が多い道路では、必要により、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式を用いるものとする。
- (2) 最高速度を指定する区間が連続し、かつ、それぞれの指定区間の最高速度が異なる場合には、手前の最高速度を指定する区間の終点標識を省略し、次の指定区間の始点標識を設置するものとする（図例参照）。
- 2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度
最高速度の指定のうち、車両の種類を特定して最高速度の指定を行う場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置した道路標識「特定の種類の車両の最高速度(323の2)」を設置するものとし、その設置については前記1に同じ。

図例 異なる最高速度を指定する区間が連続する場合



道 路 標 識 設 置 基 準	設置方法	
	留意事項	1 可変標識については、文字を白色又は黄色、地を黒色としたLED標識を用いることができる。 2 80キロメートル毎時以上の最高速度区間では、原則として可変標識を設置して天候不良時等の臨時交通規制を行うこと。ただし、80キロメートル毎時の最高速度区間において、道路線形、高機能舗装の施工状況、交通事故発生状況、気象条件等を勘案し、交通管理上の問題が少ないと認められる場合は、固定標識を設置することができる。
	道路標示	設置場所 最高速度を指定する区域内又は道路の区間内の必要な地点 設置方法 必要に応じて、道路標識「最高速度(323)」に代え、又はこれに併せて道路標示「最高速度(105)」を設置するものとする。